

江東区亀戸児童館の指定管理者の選定手続きについて

江東区亀戸児童館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区児童館条例」に基づき、令和 4 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区亀戸児童館	江東区亀戸二丁目 1 番 1 9 号

2 現在の指定管理者・指定期間

現在の指定管理者	現在の指定の期間
社会福祉法人 雲柱社	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和 8 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者（候補者）の決定
令和 8 年 1 0 月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和 9 年 3 月	協定書の締結
令和 9 年 4 月	指定管理者による運営開始